



Q) 成果連動型民間委託契約方式 (PFS: Pay For Success) はどのようなものか。

- ✓ PFSとは、「①国又は地方公共団体等が、民間事業者に委託等する事業」であり、「②解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定」し、「③支払額を当該成果指標値の改善状況に連動させる」、新たな官民連携手法です。
- ✓ 法令等で定めがあるものではありませんが、内閣府が推進するPFSは、目指すアウトカムが広く地域・住民に裨益するものとなる事業であると考えています。
- ✓ 例えば、各種経費の削減額、ふるさと納税額、債権回収における回収額と支払額を連動させる事業等は、本質的なPFSとは異なると考えています。

Q) PFSとPFIの違いは何か。

- ✓ PFSとPFIは、ともに官民連携 (PPP: Public Private Partnership) の一手法である点は共通しています。
- ✓ PFI (Private Finance Initiative) は、PFI法に基づき、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を一括発注・性能発注を行い、民間資金、民間ノウハウを活用し、コストダウンや地域課題解決を図ります。
- ✓ PFIが主にインフラや公共施設に係る歳出の効率化を目指す手法であることに対して、PFSは主にソフト事業に係る歳出の効率化を目指す手法となっています。



Q) PFSは、医療・健康、介護分野で活用が進んでいるが、その理由は何か。

- ✓ 「医療・健康分野」及び「介護分野」の先行事例では、それぞれ、事業効果として、**将来の医療費削減効果、介護予防費削減効果**について、**エビデンスに基づき算出**している事例があります。
- ✓ 事業実施に当たっての、財政部局、議会、住民への説明では、これらの**経済価値換算された行財政効果等の具体的な事業効果を示していくことが重要**になりますので、エビデンスが蓄積された分野では、先行事例を参照して、案件形成を進められる点が挙げられます。

Q) PFSで、今後活用が期待されるのはどのような分野か。

- ✓ PFSアクションプラン(令和5年3月2日関係府省庁連絡会議決定)においては、今後、**就労支援、環境、まちづくり等の多様な分野への展開**を進めることとしています。
- ✓ 内閣府では、令和6年度の案件形成支援事業において、以下の地方公共団体(事業分野)を採択しました。
 - 旭川市(環境分野)
 - 静岡市(就労支援分野)



Q) ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB: Social Impact Bond)はどのようなものか。

- ✓ SIBとは、PFSの一つの種類で、**事業にかかる資金調達を金融機関等の資金提供者から行い**、その提供を受けた資金の償還については、地方公共団体等からの成果指標値における改善状況に連動した支払等を原資として行われる手法です。
- ✓ SIBを導入するメリットとして、**成果連動リスクの大きな事業実施が可能となることや、成果連動リスクを負うことが難しい中小企業等が比較的事業に参画しやすくなる**といった点が挙げられます。

Q) SIBにおいて、資金提供を受けるかどうかは誰が決めるのか。

- ✓ SIBにおける事業活動に必要な資金調達の方法は、**民間事業者が選択**することが一般的です。
- ✓ 地方公共団体は、マーケットサウンディング等の結果を踏まえ、契約書等で、SIB事業実施のための必要事項等の記載を行います。

Q) 資金提供者にはどのような主体がいるのか。

- ✓ 先行事例では、**金融機関、一般財団法人、個人投資家**等があります。



Q&A 【PFSの導入検討】

Q) PFS導入のきっかけはどのようなものがあるか。

- ✓ 企画部署からの呼びかけや事業担当課による検討、民間事業者からの事業提案などが挙げられます。
- ✓ また、首長のトップダウンによる関与により、導入の検討が進む場合もあります。

Q) PFSの導入を検討する際に要する期間はどれくらいか。

- ✓ 可能性調査開始から事業者選定までを外部専門機関(コンサル等)を入れて検討した場合、事業実施までの期間は**概ね1年以上が必要**です。

Q) PFS導入に当たって情報収集をしたいが、何を参照すればよいか。

- ✓ 内閣府PFS室ポータルサイトに、**事例集や関係省庁のリンクなどを掲載**しています。

➤ 内閣府PFS室ポータルサイト <https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html>

➤ 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>

➤ 関係省庁リンク <https://www8.cao.go.jp/pfs/link.html>

➤ ニーズ・シーズリスト <https://www8.cao.go.jp/pfs/needsseeds.html>

内閣PFS推進室
ポータルサイト





Q&A 【PFSの導入検討】

Q) PFS導入のための庁内体制はどのようなものか。

- ✓ 一般的には、官民連携や行財政改革等の担当部局、事業所管部局、契約担当部局、予算担当部局等が考えられます。
- ✓ **案件組成の初期段階から、各部局が緊密に連絡・調整を行い検討を進めることが、案件組成をスムーズに実施するうえでのポイントと考えられます。**

Q) PFS、SIBは手間や工数がかかるイメージ。そこまで人員を割けない小規模自治体でも取り組むチャンスはあるか。

- ✓ 一から導入可能性調査や案件形成を行うには多大なコストや労力が生じるため、まずは**公表されている先行事例等を参考にすることが有効**と考えられます。内閣府PFS室ポータルサイトにも先行事例等の情報を掲載しています。
 - 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>
- ✓ 経済産業省のホームページでは、**大腸がん検診受診勧奨事業と高齢者の社会活動参加事業で事業組成パック**を掲載しているので参考にしてください。
 - 経済産業省ホームページ
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/seikarenndougataminnkannitakukeyakuhoushiki.html



Q) 中間支援組織、第三者評価機関とは何か。

- ✓ 中間支援組織とは、**地方公共団体やサービス提供者との事業関係者**の間の調整や、**案件形成を実施する役割**を担うもので、先行事例では、**コンサルティング会社等**が担っています。
- ✓ 第三者評価機関とは、**成果指標の測定やアウトカム評価のほか、事業活動の有効性等について、第三者の立場から評価する役割**を担うもので、**大学や研究機関等、または事業内容に関連の深い住民や業界の代表や専門家等**で構成する委員会を設置する場合があります。

Q) 中間支援組織、第三者評価機関を設置するメリットは何か。

- ✓ 中間支援組織は、PFS導入実績のない地方公共団体の案件組成を容易にするほか、事業開始後のモニタリング実施時では、**第三者的な立場で地方公共団体、民間事業者への助言等を実施**することから、**両者のスムーズな合意形成を促すこと**につながります。
- ✓ 第三者評価機関は、事業の評価を行うことで、**事業の透明性の確保や事業結果等について住民への説明責任を果たすこと**につながります。



Q) 民間事業者、中間支援組織、第三者評価機関を内閣府に紹介してもらうことはできるか。

- ✓ 民間事業者が持つ社会課題の解決のためのノウハウ(シーズ)について随時募集しており、内閣府PFS室ポータルサイトに**シーズリスト**を掲載しています。
 - シーズリスト <https://www8.cao.go.jp/pfs/needsseeds.html>
- ✓ また、内閣府PFS室ポータルサイトの事例集には、実際に支援を実施した中間支援組織や第三者評価機関の情報も掲載しています。
 - 事例集 <https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>



Q) PFSの事業経費はどのように決まるのか。

- ✓ PFS共通のガイドライン(令和6年2月改訂版)では、**WTP(Willingness To Pay: 支払意思額)**という考え方を導入しました。これは、事業コストを支払う地方公共団体等が、目指す成果達成のために最大限支払ってもよいと判断できる額を指します。
 - PFS共通のガイドライン https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf
- ✓ WTPの設定に当たって考慮する要素としては、(a)経済価値換算されたアウトカムに関するエビデンス、(b)経済価値換算されていないアウトカムに関するエビデンス、(c)既存事業のコストと実績、(d)市場価格調査の結果、等があります。
- ✓ WTPの設定は、**政策的な判断を行う過程**です。その手法は、現時点では確立されてはいませんが、原則として、社会的便益や成果改善効果が定量的に算出できるかを検討し、**その定量的なエビデンスに基づき分析を行うとともに、可能な限り、住民等のニーズを反映させることが望ましい**と考えています。
- ✓ 内閣府としては、今後、案件形成支援事業の採択団体への支援等を通じて、WTPに関する考え方、検討方法を整理していきたいと考えています。



Q&A 【事業効果について】

Q) PFSの事業効果は、定量的なもののみか。
定性的な効果については、どのように見せればよいか。

- ✓ 事業効果の推定に当たっては、**基本的には定量的なデータに基づき、算出可能か検討**します。加えて、**定量的なエビデンスの乏しいアウトカム(Well-beingなど)についても、可能な限り見える化し、事業が創出しようとする価値を特定していくことが重要です。**
- ✓ PFS共通のガイドラインで導入したWTPは、定量的なエビデンスに基づくほか、**専門家からの助言や住民等との対話を通じて、政策的に価値を決定していくこと**としています。

Q) 成果の測定はどのように行ったらよいか。

- ✓ 成果評価を行うに当たっては、**成果指標が適切に設定、測定されることが重要です。**
- ✓ **事業活動と成果指標の実績との間の因果関係を評価**するため、PFS事業が実施されなかった場合の仮想の結果と、**実際の結果とを比較**します。
- ✓ 成果評価の方法の例として、RCT(Randomized Controlled Trial:ランダム化比較試験)、RCT以外の2群間比較やベースラインとの比較、**対照群のない前後比較等**があります。



Q&A 【案件形成＊事業経費】

Q) 成果連動払いの契約について、予算額はどのように設定したらよいか。

- ✓ PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が**上限まで改善した場合の支払額**(成果連動払いのほか、固定支払いがある場合の事業経費総額は双方の合計額となる)をもって設定します。

Q) 議会や予算部局への説明はどうしたらよいか。

- ✓ PFSの事業経費総額は、一般的に、成果指標値が**上限まで改善した場合の支払額**をもって設定します。
- ✓ この事業経費総額について、その必要性や妥当性を説明することになりますが、その際に**根拠となり得るのは、将来の社会的便益や社会的コスト削減額の算出**です。
- ✓ 定量化されていない住民ニーズを評価して価値を特定していくことも考えられるため、その場合の考え方を、WTPとしてPFS共通のガイドラインに盛り込んでいます。

Q) 事業経費の財源にはどのようなものがあるか。

- ✓ 委託者である地方公共団体の**一般財源**のほか、サービス利用者による支払い(負担)、寄付(個人、企業・団体によるもの。事業によるリターンがないもの。)、補助金が考えられます。
- ✓ **企業版ふるさと納税**を活用した事例もあります。



Q&A 【案件形成 * 契約期間】

Q) 事業期間は単年度または複数年度、どのように設定するのが適切か。

- ✓ 通常、事業による**最終アウトカムの発現までには1年以上の比較的長期間を要します。**そのため、成果指標の変化を適切に評価する上で、**実施期間を複数年とすることが望ましい**と考えられます。

Q) 複数年度にわたる事業の場合、各年度の支払いはどのように設定するのか。

- ✓ **複数年度にわたる債務負担行為を設定した上で、一般的には、当初年度は事業遂行に必要な経費を固定払いとし、後年度に評価を踏まえて成果連動払いが発生するという支払条件を置く方式が多くとられています。**

Q) 支払時期や支払額の設定はどのようにしたらよいか。

- ✓ 複数年度にわたる事業を実施する場合、一般的に債務負担行為を設定することが有効です。
- ✓ 支払時期、支払額の設定については、**民間事業者が負担できる成果連動リスクや、事業期間中の運転資金の確保等の観点**を考慮します。
- ✓ 契約終了時に成果指標値の改善状況に応じた委託費等を**一括で支払うか、または、事業期間中に確認できる成果指標に応じて、段階的に支払うかのいずれか**になります。



Q&A 【案件形成＊契約期間】

Q)パイロット期間(試行期間)を設けることは可能か。

- ✓ 過去に実績のない事業や新規の成果指標を設定する場合には、成果指標の上限値等に関する参考値がない場合があります。その場合、**小規模のパイロット期間を置き、成果指標値の取りえる水準を確認することも有効**です。
- ✓ また、**民間事業者が前例のない事業に参入する上でのリスク、懸念の軽減**にもつながります。
- ✓ 基本的には、契約内容(成果指標や支払条件等)は見直さないことが望ましいですが、**パイロット期間後に本格実施に移行する場合に変更が見込まれる場合は、あらかじめ、変更範囲や変更を検討する要件を設定しておくことが望ましい**と考えられます。



Q&A 【案件形成 * 留意事項】

Q) 民間事業者による歪んだインセンティブが働く可能性を排除するにはどうすればいいか。

- ✓ 成果指標の設定の仕方によって、民間事業者の活動に偏りが生じ、サービスの質が低下する可能性があります。
- ✓ 歪んだインセンティブの例として、成果指標値を達成しやすい対象にのみ集中すること（クリームスキミング）等がありますが、その場合の対応として、**委託者側が、介入すべき対象者の設定や募集・選定等に関与**することなどが考えられます。
- ✓ その他の対応策については、PFS共通のガイドラインを参照ください。
 - PFS共通のガイドライン https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf

Q) 事業開始後のモニタリングは必要ですか。

- ✓ 歪んだインセンティブを回避する方策の一つとして、**民間事業者の事業活動について、報告を求めて確認する等のモニタリングが有効**です。
- ✓ また、中間支援組織、第三者評価機関、資金提供者などの**ステークホルダーを交えた情報交換の場があることも望ましい**と考えられます。



Q&A 【民間事業者の選定 * サウンディング】

Q) サウンディングの実施時期はいつが適切か。

- ✓ **案件形成の初期、後期の段階ごとに適時に実施**することが望ましいと考えられます。
- ✓ 初期段階では、事業目標やスキーム、成果指標等について意見交換を実施し、民間事業者において提供可能なサービスの内容等について聴取します。
- ✓ 後期段階では、成果指標の上限値、成果評価方法等について意見交換を実施します。
- ✓ より案件形成が進んだ段階では、支払条件等について意見交換を実施し、事業費の見積について情報を得ます。

Q) 多くの民間事業者に参入してもらうための留意点は何か。

- ✓ 案件形成の初期段階では、**検討中の事業内容を広く周知することを目的とした、民間事業者向けの事業説明会を実施**することで、より効果的なノウハウを持つ民間事業者の参入可能性を高めることが期待できます。
- ✓ 内閣府ポータルサイトに掲載している**過去の事業例を参照**するほか、関係府省庁等が開催する**セミナー等に参加**することで、民間事業者に関する情報収集を行うことが可能と考えられます。



Q&A 【民間事業者の選定 * サウンディング】

Q) サウンディングを実施する民間事業者に関する情報は、どのように得たらよいか。

- ✓ 事業内容を公表のうえ、サウンディング事業者の公募を行うことが考えられます。
- ✓ 内閣府のポータルサイトに掲載されているシーズリストから情報収集を行うことが考えられます。
 - シーズリスト <https://www8.cao.go.jp/pfs/needsseeds.html>
- ✓ コンサル等を中間支援組織として案件形成する場合は、中間支援組織に調整してもらうほか、民間事業者と幅広いネットワークを有する金融機関等と連携したアプローチも考えられます。



Q&A 【民間事業者の選定＊公募】

Q) 公募を実施する意義は何か。また公募資料の作成に当たって参考になる事例はあるか。

- ✓ 調達における公平性、透明性の観点から、公募によって民間事業者を選定することが望ましいと考えます。
- ✓ 公募型プロポーザル方式、総合評価落札方式による一般競争入札を実施するに当たっては、契約書(案)及び成果水準書(案)を作成し、提示します。
- ✓ PFS共通のガイドラインの末尾に、枚方市「いくつになっても誰もが主役の介護予防事業」の公募資料例を掲載しています。
 - PFS共通のガイドライン https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf

Q) 成果水準書には、事業内容を詳細に記載する必要があるか。

- ✓ 成果水準書の作成に当たっては、委託する事業内容の記載は最小限にとどめ、民間事業者の提案の自由度を高めることが重要です。
- ✓ また、事業の最終アウトカムから設定した成果指標に対して、民間事業者と資金提供者の成果連動リスクを軽減するための中間成果指標(アウトカム指標)と対応する支払条件について、公募の際に民間事業者から提案を求めることも考えられます。



Q&A 【内閣府の支援メニュー】

Q) 専門家派遣制度はどのような段階から利用できるのか。

- ✓ 様々な段階で幅広く活用いただけます。まずは事前にご相談ください。
- ✓ 内閣府の支援メニューでは、専門家派遣制度のほか、講師派遣制度(内閣府職員を派遣)もあります。
- ✓ 庁内勉強会やセミナーについて講師派遣制度を活用し、PFSの基礎知識を習得した後に、案件形成の各段階で「専門家派遣制度」を活用することも有効と考えられます。
 - 講師派遣制度 <https://www8.cao.go.jp/pfs/koushi.html>
 - 専門家派遣制度 <https://www8.cao.go.jp/pfs/senmonka.html>

Q) 複数のテーマについて事業検討している場合に専門家派遣制度は利用できるか。

- ✓ 複数のテーマについて、各テーマ導入のためのポイント等について助言させていただくことも可能です。まずは一度ご相談ください。



Q) PFS実施後、継続的に実施している地方公共団体はあるか。

- ✓ 東京都八王子市では、2019～2021年度に「大腸がん検診受診率向上SIB事業」を実施し、続いて、2022～2023年度及び2023～2024年度に「乳がん検診受診率向上PFS事業」を実施しています。
- ✓ 大阪府堺市では、2019～2022年度に「介護予防『あ・し・た』プロジェクト」を実施し、続いて、2024年度より同事業を新たに開始しています。

Q) 先行事例のない分野でPFSに取り組む際には何に留意すればよいか。

- ✓ 初めに、当該テーマで解決したい社会課題、地域住民にどのような社会的ニーズがあるのかを把握することが重要です。その際、既存の総合計画やデータ等は参考資料になると考えられます。
- ✓ 社会課題の明確化が十分に行われていないと、事業の結果が本来の目的から外れるといった事態に陥る可能性があります。
- ✓ 社会的ニーズの把握に当たっては、必要に応じて専門家の助言や、住民からのヒアリング(インタビュー、アンケート等)を実施します。また、日頃から、民間事業者と対話し、事業提案の内容について、PFSの導入可能性を検討しておくことも有効と考えられます。



Q) PFSがより多くの地方公共団体に広がるためのポイントは何か。

- ✓ **PFS/SIBの効果・意義について、多くの地方公共団体の皆様にご理解いただくことが重要**であると考えています。そのための情報発信として、セミナーや講師派遣等を継続的に実施しています。また、内閣府PFS室ポータルサイトにて、導入事例の紹介、交付金や案件形成支援等で関わった自治体に係る調査結果報告等を掲載しています。
- ✓ 地方公共団体の皆様がお困りになるポイントとして、成果指標、支払条件の設定、評価デザイン、マーケットサウンディングを含めた官民対話に係る手続きについて、解説したPFS共通のガイドラインを公表しています。
- ✓ 成果指標の設定等に関して地方公共団体が参照可能なエビデンス等について、更なるエビデンスの蓄積と情報の発信に努めていく方針です。

Q) 広域連携でPFS/SIBを実施する場合のポイントは何か。

- ✓ 広島県ほか6市にて実施された、「ソーシャルインパクトボンド(SIB)の手法を用いた新たながん検診の個別受診勧奨業務」では、以下のような点が示唆されています。
 - (メリット) **単独ではSIB事業を実施できなかった市においてもSIB事業に参加することが可能**となったこと
 - (課題) **各自治体間の調整が必要となること、各自治体の状況により、足並みを揃えての事業実施が難しい場合があること**



Q) PFSは、EBPM (Evidence Based Policy Making: 証拠に基づく政策立案) の推進とどのような関連があるか。

- ✓ アウトカム達成を追求する過程において、事業と成果の結びつきに関する仮説設定や、既存の科学的知見の収集、分析・評価、成果指標の設定が行われます。
- ✓ こうしたプロセスは、地方公共団体による事業にまつわる説明責任が果たされ、EBPMの推進にも繋がると考えられます。